

# 第2回 稲城市住所整理 市民協議会

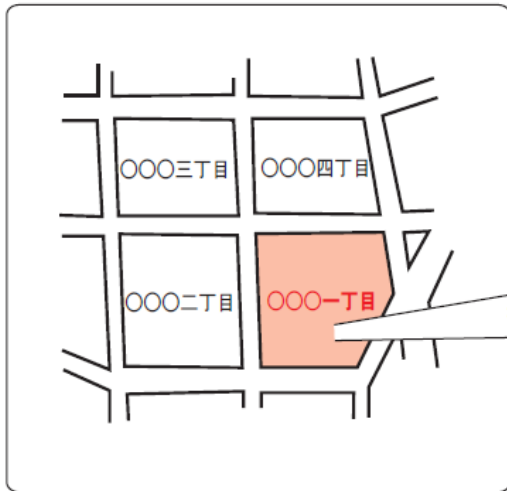
稲城市 都市建設部  
都市計画課 住居表示担当



# 住所整理の手法

新町名

〇〇〇丁目



↑町の区域をはっきり分かりやすく区切り、〇〇〇×丁目にします。

親地番or街区符号

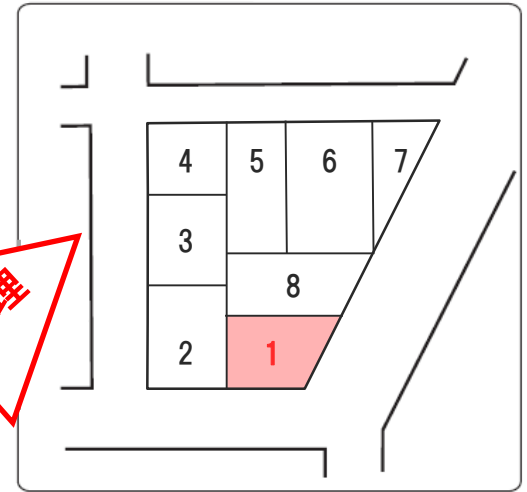
1番地or1番



↑町(〇〇〇×丁目)の中を分割してブロックに分け、順に親地番または街区番号を付けます。

枝番

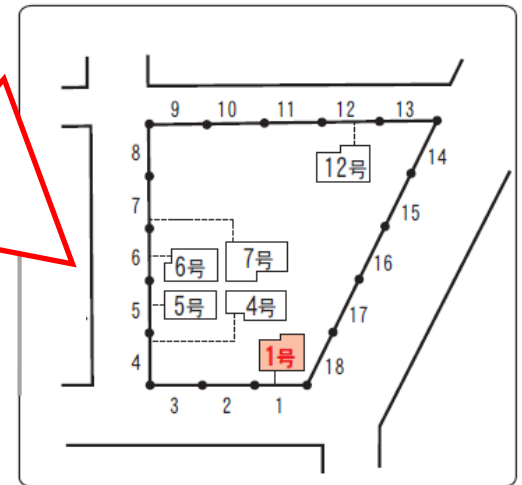
1



↑親地番の中に複数の土地があれば、順に枝番を付けます。

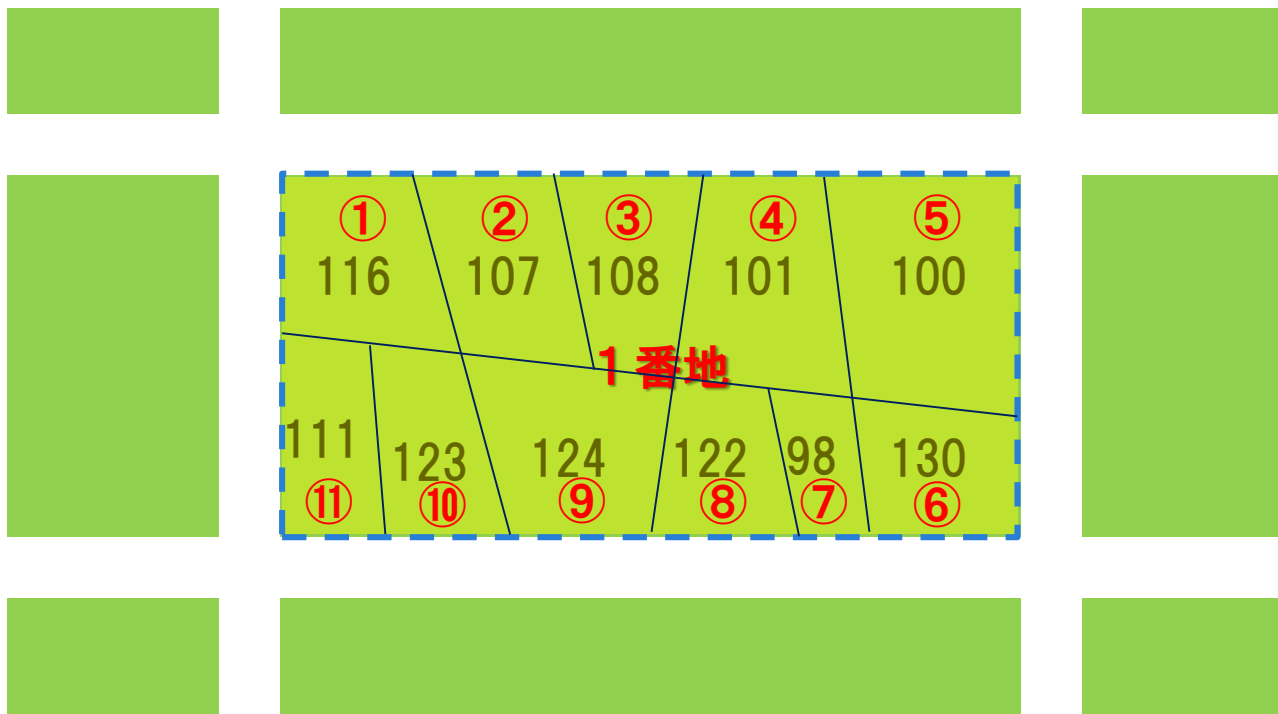
住居番号

1号



↑街区のまわりに基礎番号を設定し、家の出入口位置によって住居番号を決めます。

# 町界町名地番整理

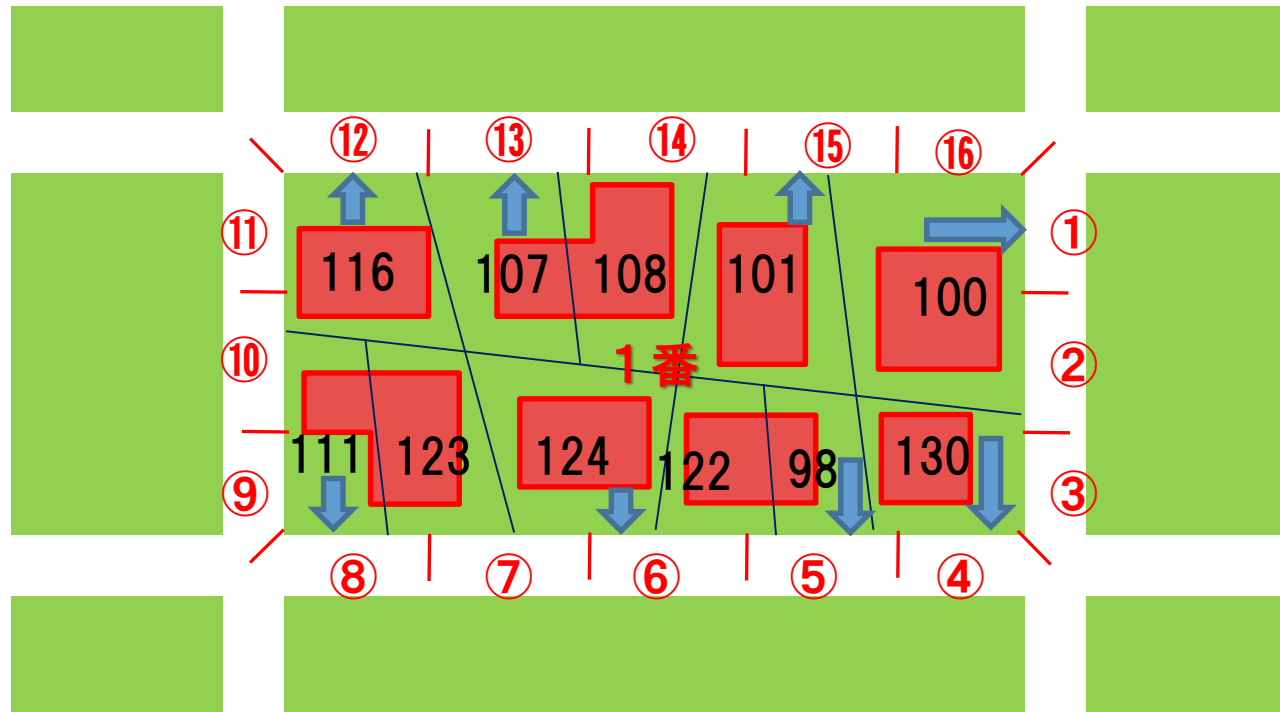


※赤字が新地番

実施前住所：稲城市〇〇 98番地～130番地  
実施後住所：稲城市〇〇 △丁目1番地の1～11



# 住居表示



※赤字が新住所

敷地から外部へ出入りする通路に  
面する番号が住所となる



# 町界町名地番整理と住居表示

## ■町界町名地番整理

「土地の地番」を「住所」に使用しているため、住所と登記簿上の地番が同じで、これまでと変わりがないため、受け入れやすい。

しかし、年月の経過とともに土地の分合筆により住所の並びが不連続になり、新しく居住する人や、宅配業者、緊急車両等は混乱する。

### ※土地区画整理事業への適用

登記簿上の地番を書き換えることで住所が変わるため、事業完了（換地処分）を待たないと住所の整理ができない。

## ■住居表示

地番の住所が不連続になることを解消する目的で作られた制度。

「土地の地番」と「住所」を分けて考えることで、土地の分合筆が住所に影響しない。

詳細な実施基準を自治体ごとに作れるため、住所整理の自由度が高いことや、居住者、宅配業者、緊急車両等にわかりやすい住所となるため、導入している自治体が多い。

### ※土地区画整理事業への適用

登記簿上の地番への影響がないので、事業中に住所整理を実施可能。事業中の複雑な住所の状況を解消することができる。

# 東京都内の自治体の住所整理実施状況

(町・村・島しょ部を除く)

区市	町界町名 地番整理	住居表示
23区	—	すべて導入
八王子市	一部実施	一部実施
立川市	一部実施	一部実施
武蔵野市	—	完了
三鷹市	—	完了
青梅市	一部実施	—
府中市	完了	—
昭島市	—	一部実施
調布市	完了	—
町田市	一部実施	一部実施
小金井市	—	完了
小平市	—	一部実施
日野市	一部実施	—
東村山市	完了	—

区市	町界町名 地番整理	住居表示
国分寺市	完了	完了
国立市	一部実施	—
福生市	一部実施	—
狛江市	—	完了
東大和市	完了	—
清瀬市	—	完了
東久留米市	—	完了
武蔵村山市	一部実施	—
多摩市	一部実施	—
羽村市	一部実施	一部実施
あきる野市	一部実施	—
西東京市	—	完了
<b>稲城市</b>	<b>一部実施</b>	<b>—</b>
市部合計	17市	14市

完了 ⇒ 予定箇所の全てに実施が完了。

一部実施 ⇒ 予定箇所の一部に実施済み。

# 今後の進め方について

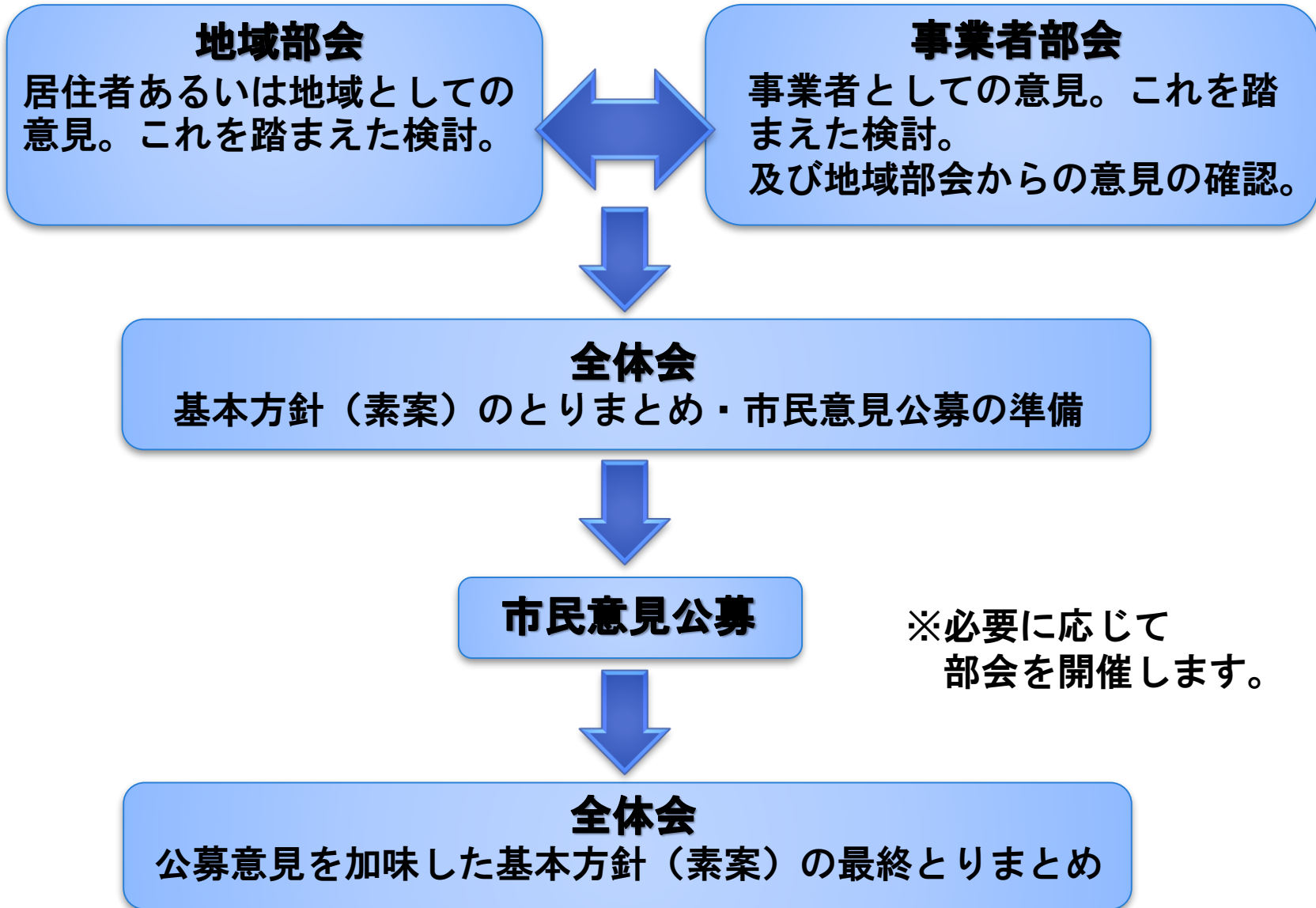
- 委員の皆様にご理解を深めていただきながら時間をかけて進めます。
- 部会を設置して、それぞれの立場から幅広いご意見ご提案をいただき進めます。

⇒ **地域部会**

⇒ **事業者部会**

※部会内訳については別紙名簿のとおり

# 今後の進め方について





# 住所整理基本方針の検討

## 町区域の見直しについて

### ■町界（大字・小字）

#### 《一般的な考え方》

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定める。

#### 事例 1

道路や水路等を境に町を適切に分割。

#### 事例 2

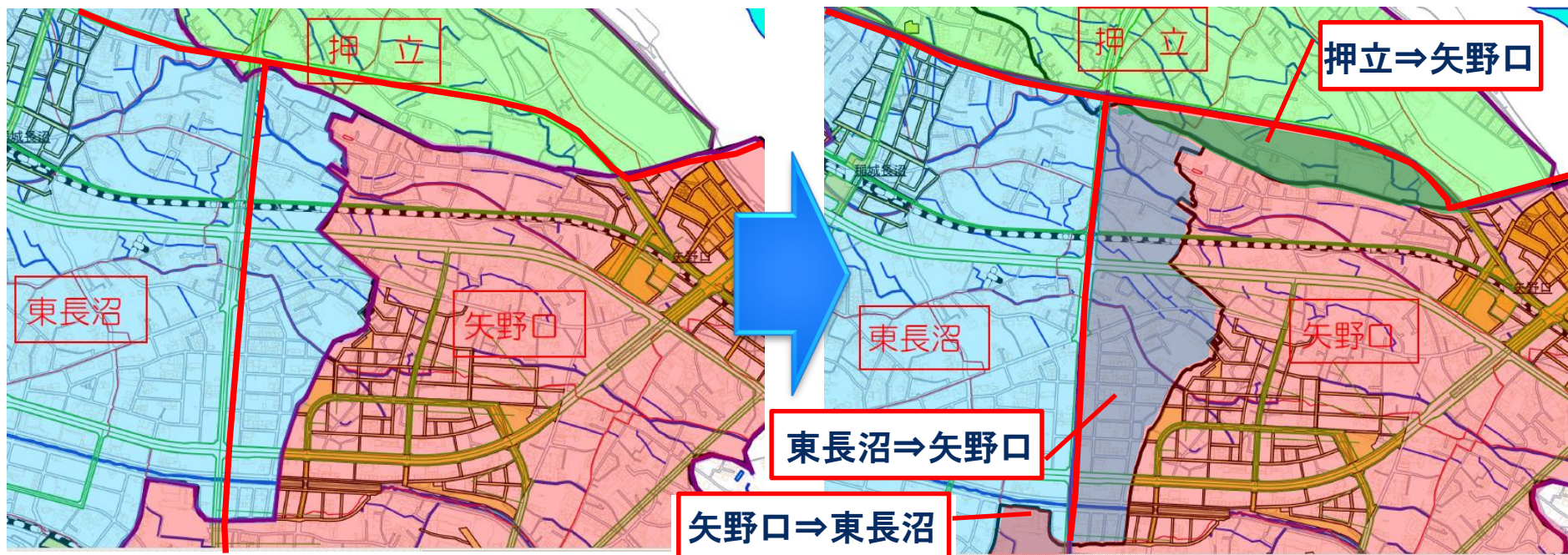
最近では、「事例 1」の考え方に加え、地域住民の意向を取り入れて町界を設定するようになってきている。

# 住所整理基本方針の検討

## 町区域の見直しについて

### ■町界（大字・小字）

例：「稲城大橋通り」と「いちょう並木通り」を町界とした場合



### 《課題等》

- ・ 現行大字界を変更してよいか
- ・ 境界や規模を現行小字に合わせる必要があるか。
- ・ 個人所有地の境界に設定されており、客観的にわかりにくい大字界の取り扱い。
- ・ 大字界を跨る同一所有者の土地（建物）は、どちらかの町区域に編入したほうが良い。

# 住所整理基本方針の検討

## 町区域の見直しについて

### ■町名の設定

#### 《一般的な考え方》

出来るだけ従来の町の名称に準拠して定めることを基本とする。同一の名称又は紛らわし類似の名称が生じる場合、できるだけ読みやすく、簡明なものにする。

#### 事例 1

現行町名（大字）継承して、大まかな町割を計画しておき、市街化が進んだ地域だけ住所整理を進める。

#### 事例 2

市街化が進んだ地域だけ新町名にして進める。  
⇒大丸北一～三丁目、  
大丸南一～五丁目など



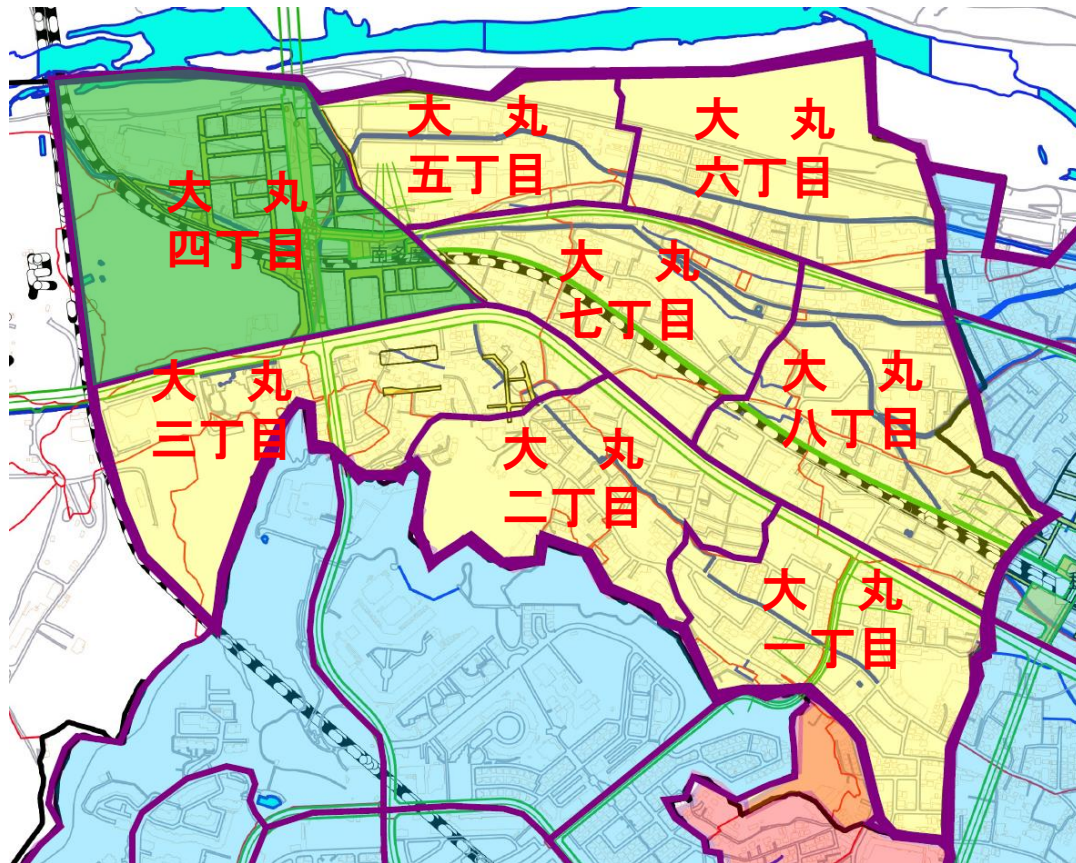
# 住所整理基本方針の検討

## 町区域の見直しについて

### ■町名の設定

#### 《事例1》

現行の町名（大字）継承して、大まかな町割を計画しておき市街化が進んだ地域だけ住所整理を進める。



#### 《課題等》

- 町区域全域の整理が完了するまで丁目がかいれいに並ばない。

⇒大丸四丁目だけが一時存在するような現象が起きる。

# 住所整理基本方針の検討

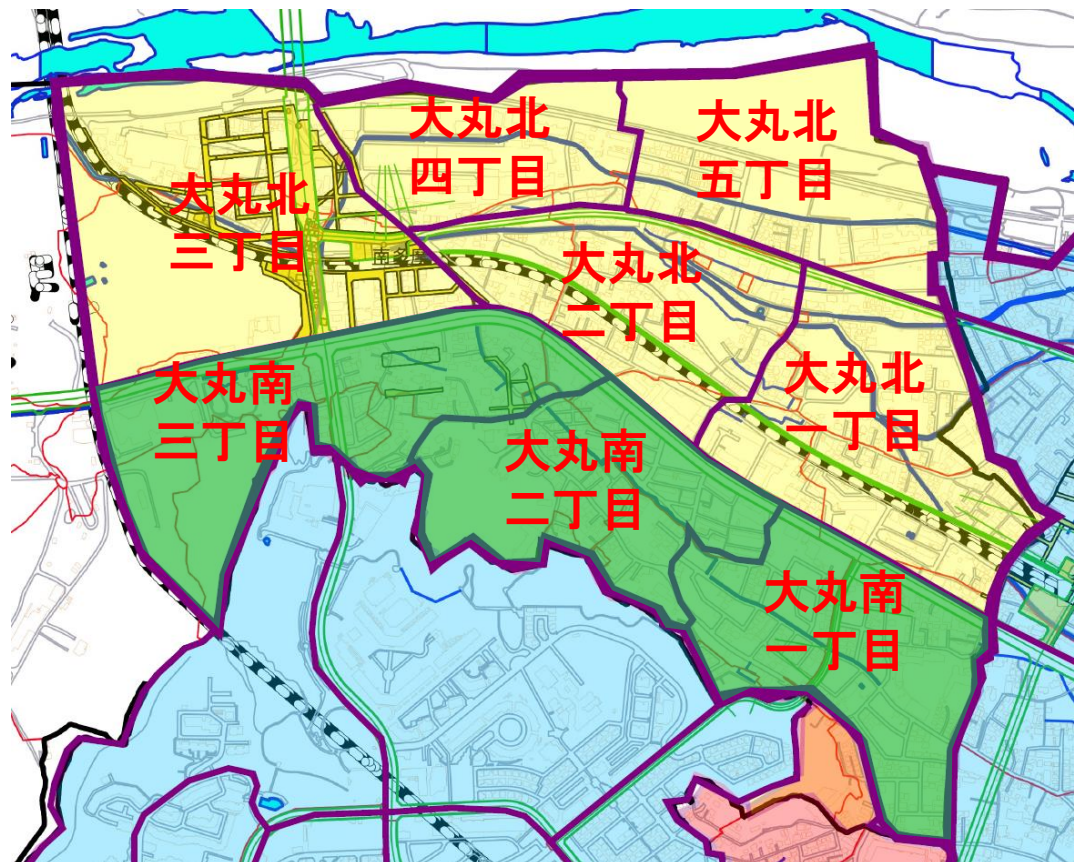
## 町区域の見直しについて

### ■町名の設定

#### 《事例2》

市街化が進んだ地域だけ新町名にして進める。

⇒大丸南一～三丁目、大丸北一～五丁目など



#### 《課題等》

- 新町名の設定に関して、相当の調整や周知が必要。
- 未整理の町区域との差別化ができる。